

## 能勢町規則第19号

### 能勢町企業立地促進条例施行規則

#### (目的)

第1条 この規則は、能勢町企業立地促進条例（平成30年能勢町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (奨励措置の指定の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により奨励措置の指定を受けようとする企業者は、指定企業者申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、建築工事に着手する30日前までに町長に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、当該期間内に申請があったものとみなすことができる。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款又は規約
- (3) 事業概要書
- (4) 事業所の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
- (6) 投下固定資産額を明らかにする書類
- (7) 暴力団員等でないことの誓約書
- (8) 町税等を滞納していないことを確認できるもの
- (9) その他町長が必要と認めるもの

#### (奨励措置の指定の通知)

第3条 条例第7条第4項の規定による決定の通知は、指定企業者決定通知書（様式第2号）又は指定企業者不承認決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

#### (指定申請の変更)

第4条 条例第8条第1項の規定による変更の申請は、指定企業者申請変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による承認は、指定企業者申請変更承認書（様式第5号）により行うものとする。

（奨励措置の指定の取消し）

第5条 町長は、条例第9条の規定により奨励措置の指定を取り消したときは、指定企業者取消通知書（様式第6号）により当該企業者に通知するものとする。

（事業開始の届出）

第6条 指定企業者は、当該申請に係る事業を開始したときは、速やかに事業開始届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 投下固定資産に係る支払を明らかにするもの
- (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書
- (4) 常用雇用者の名簿
- (5) その他町長が必要と認めるもの

（事業廃止又は休止の届出）

第7条 指定企業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、事業廃止・休止届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付の申請）

第8条 条例第10条第1項の規定による奨励金の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に別表に定める関係書類を添えて、同表に定める申請期間内に行うものとする。

- (1) 企業立地促進奨励金 企業立地促進奨励金交付申請書（様式第9号）
- (2) 町内雇用促進奨励金 町内雇用促進奨励金交付申請書（様式第10号）

（奨励金の交付の通知）

第9条 条例第10条第2項の規定による決定の通知は、奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第11号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による奨励金交付決定通知書兼確定通知書の通知を受けた指定企業者は、奨励金請求書（様式第13号）により、町長に奨励金の交付を請求しなければならない。

（交付申請の変更の届出）

第11条 条例第10条第3項の規定による変更の届出は、奨励金交付申請変更届出書（様式第14号）に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

2 町長は、前項の変更届出書を受理した場合において、必要があると認めるときは、当該指定企業者に対して、第9条の規定による交付の決定の取消し又は変更を命ずることができる。

（地位の承継）

第12条 条例第12条の規定により指定企業者の地位の承継について町長の承認を受けようとする指定企業者の事業を承継した企業者は、事業承継後速やかに指定企業者承継承認申請書（様式第15号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定企業者承継承認通知書（様式第16号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第8条関係）

奨励金名	関係書類	申請期間
------	------	------

<p>企業立地促進奨励金</p>	<p>(1) 当該奨励金申請に係る年度の固定資産税 納税通知書の写し</p> <p>(2) 町税等を滞納していないことを確認できるもの</p> <p>(3) その他町長が必要と認めるもの</p>	<p>事業開始の日以後に 固定資産税を課せられた年度の翌年度から起算した3年間に おいて各年度の4月 1日から3箇月以内</p>
<p>町内雇用促進奨励金</p>	<p>(1) 新規常用雇用者の名簿</p> <p>(2) 新規常用雇用者の住民票の写し</p> <p>(3) 新規常用雇用者の雇用保険被保険者資格 取得等確認通知書の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>	<p>事業開始の日から1 年を経過した日の年 度の翌年度から起算 した3年間に おいて 各年度の4月1日か ら3箇月以内</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。